

伊予市新規出店者空き店舗等リニューアル補助金交付要綱

（目的及び趣旨）

第 1 条 この要綱は、伊予市都市再生整備計画の区域内において、空き店舗等を利用して、店舗として新規出店しようとする者に対して、建物のリニューアルに要する費用の一部を補助することにより、空き店舗等の解消を図り、市内商業の活性化を推進し持続可能なまちづくりの実現を目的として、予算の範囲内で伊予市新規出店者空き店舗等リニューアル補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 空き店舗等 店舗又は住居としての利用がされていない建物で、店舗として活用ができるものをいう。
- (2) リニューアル等工事 機能又は性能を維持又は向上させるため、空き店舗等の全部又は一部の修繕、補修、模様替え若しくは備品の更新又は空き店舗等を増築すること若しくは一部を解体し造り替えることをいう。
- (3) 備品 性質及び形状を変えことなく長期間使用できる物品であって、1 品が 1 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の製品をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日時点において市の住民基本台帳に登録されているもの又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業者においては、市内に本社、本店を有する法人又は市内に住所及び店舗を有する個人事業主（市の住民基本台帳に登録されている者に限る。）であること。

(2) 新規出店しようとする業種が、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）に掲げる業種のうち、別表第 1 に定める業種であること。

(3) 伊予市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とししないものとする。

(1) 国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（ただし、同項第 1 号の一部（料理店）は除く。）、同条第 5 項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

(6) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象空き店舗等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる空き店舗等（以下「補助対象空き店舗等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する空き店舗等とする。ただし、リニューアル等工事にあたって所有者の承諾が得られているものに限る。

(1) 一戸建ての空き店舗等（店舗併用住宅の場合は、商用部分に限る。）

(2) マンション等区分所有の空き店舗等（商用に供する専有部分に限る。）

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に本店又は支店等を有する業者等と契約を締結し施工する補助対象空き店舗等のリニューアル等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 補助対象空き店舗等のリニューアル等工事の際に付随して整備することが適当と認められる備品の購入に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事又は備品購入に要する費用は、補助対象経費とししない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
 - (2) 門、塀等の外構工事
 - (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない工事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと認められる工事
- (補助対象地区、補助率及び補助限度額)

第 6 条 補助対象地区、補助率及び補助限度額は、別表第 2 のとおりとする。
ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

2 補助金の交付申請は、空き店舗等 1 件につき 1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第 9 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、様式第 3 号により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、申請を要しないものとする。

- (1) 補助対象経費の 20 パーセント以内の減額をしようとするとき。
 - (2) 事業費、財源、事業期間等の軽微な変更をしようとするとき。
- (変更等の承認の決定)

第 10 条 規則第 9 条第 2 項に規定する通知は、補助事業の変更にあつては様式第 4 号により、中止にあつては様式第 5 号により行うものとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条第 1 項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 6 号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 規則第 13 条に規定する通知は、様式第 7 号により行うものとする。

る。

（補助金の請求）

第 13 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 8 号により、概算払にあつては様式第 9 号により行うものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（検査等）

第 15 条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助対象者に対し、必要な資料の提出を求め、又は職員に帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（書類の整備）

第 16 条 補助対象者は、補助事業の収入及び支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

大分類	中分類	
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業 （従業者が常時 50 人未満のもの）
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業 （自動車・自転車を除く）
	60 その他小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 605 燃料小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品小売業・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業
M 宿業・	75 宿泊業	751 旅館・ホテル

飲食サービス業		752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊業
	76 飲食店	761 食堂・レストラン （専門料理店を除く） 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店 765 酒場・ビヤホール 766 バー・キャバレー・ナイトクラブ 767 喫茶店 769 その他の飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス	771 持ち帰り飲食サービス
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業 793 衣服裁縫修理業 794 物品預り業 796 冠婚葬祭業 799 他に分類されない生活関連サービス業

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象地区	補助率	補助上限額
伊予市都市再生整備計画区域	補助対象経費の 3 分の 2	200 万円